

新潟市立児童発達支援センターとは？

発達に心配のあるお子さんが身近な地域で健やかに育つことや、ご家族がその子らしさを知り成長を喜びながら安心して子育てができることを目指して、専門的な知識・技術に基づいた丁寧な支援を行います。

「こころん」にはこんなスタッフがいます

保育士 言語聴覚士 心理士 児童指導員 看護師 社会福祉士
相談支援専門員 巡回支援専門員 訪問支援員 管理栄養士 調理員 など

専門のスタッフが療育や相談支援などを行っています。

児童発達支援（通所支援）

ひとりひとりの発達に合わせた療育計画を作成し、毎日の生活や遊びを通してお子さんの育ちを支援します。

◎利用できる方

新潟市内に居住している3～5歳児（各2クラス）

◎療育時間

月～金曜日 10:00～14:00
土曜日 9:30～11:30（親子療育）

◎サービス内容

クラス別の療育
年齢別1クラス10名以下の少人数クラス

保護者の方との情報交換

・毎日の連絡帳 ・年3回の個人懇談 ・年2回の学年、クラス懇談

行事

・親子遠足 ・夏祭り ・運動会 ・保護者講座
・近隣の保育園との交流 など

個別の療育

・子どもと保育者1対1で、その子の興味や発達に合わせた内容で関わり、コミュニケーションを深めながら人を意識する力を育てます。
・回数 月1、2回程度



一日の流れ

10:00 登園
遊びの時間
朝の会
運動遊び、音楽遊び、製作など
12:00 給食
遊びの時間
14:00 降園
★14:10～14:40 個別の療育

保育所等訪問支援

お子さんが通っている保育園等を支援員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

◎利用できる方

新潟市内に居住し、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校などに在籍、利用している障がいのあるお子さん

◎サービス提供時間

月～金曜日 8:30～17:00

◎サービス内容

回数
月2回程度（訪問回数は、お子さんの状況に応じて変わります。）

方法

・お子さんに合わせた「個別支援計画」を作成
・お子さんの通う施設を訪問し、直接お子さんに関わり療育を行う（直接支援）
・訪問先の職員と一緒に、お子さんが集団生活に適応するための支援方法を検討（間接支援）
・訪問支援の内容やお子さんの様子等を保護者に報告



巡回相談（地域支援）

保育園等の関係機関からの依頼により、当センター職員（巡回支援専門員等）が関係機関を訪問して相談に応じます。三者面談や講座、勉強会も行います。

◎利用できる施設

・保育園 ・幼稚園 ・こども園 ・子育て支援センター など

◎相談内容

主に集団生活上の対応、配慮 など

◎相談受付時間

月～金曜日 8:30～17:30

発達相談

お子さんへの対応や環境調整を一緒に考えます。

◎利用できる方

就学前のお子さん

◎相談受付時間（※初回相談は曜日、時間の指定があります。）

月～金曜日 8:30～17:30
土曜日 8:30～12:30

◎相談内容（※内容や、来所頻度等は、お子さんの状態によって異なります。）

・集団活動に適応できない ・発達やことばが遅い ・落ち着きがない
・こだわりがある ・発音の誤りがある ・吃音 など

方法

・電話相談 ・来所相談 ・心理、発達検査 ・園訪問 ・保護者講座
・医師による療育相談 ・発達支援コーディネーターとの連携 など



まずはお電話ください。



障がい児相談支援（計画相談）

相談支援専門員が、障がい福祉サービス等の利用を希望するお子さんのサービスの利用についての相談をお受けします。

◎利用できる方

障害福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）を利用の児童

◎相談受付時間

月～金曜日 8:30～17:30
土曜日 8:30～12:30

◎サービス内容

方法

・ご自宅等を訪問し、ご本人や保護者の生活に対する意向や悩みを聞き、サービスの組み合わせや総合的な援助方針等を検討し、サービス等利用計画や障がい児支援利用計画を作成
・定期的な計画の見直し（モニタリング）
・担当者連絡会

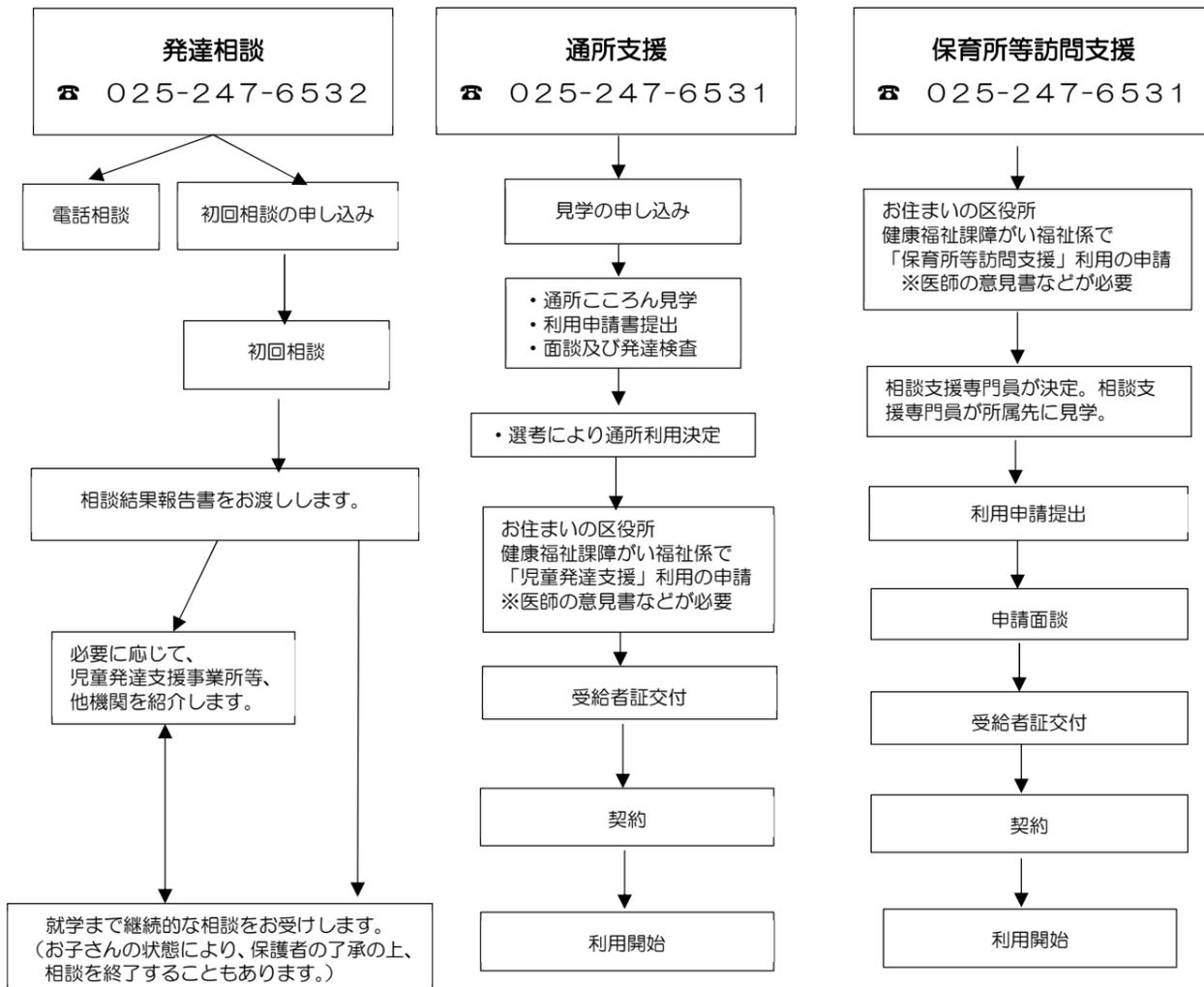
保護者講座

当センター利用の保護者を対象に講座をしています。

（例）※内容は年によって異なる場合があります。

◎就学ガイダンス	就学についての詳しい情報をお伝えします。
◎ペアレントトレーニング	お子さんへの適切なことばのかけ方や褒め方等、具体的な関わり方をお伝えします。
◎お医者さんからの発達や育ちの考え方と関わり方	お子さんの発達や育ちについて、医学的視点から情報をお伝えします。
◎特別支援学校の見学など	概要説明と施設見学を行います。

利用の流れ



※計画相談については個別に対応しますのでご相談ください。(☎ 025-247-6532)

※利用料

- ◎発達相談、地域支援に費用はかかりません。
- ◎障がい児相談支援の利用にかかる保護者の負担はありません。
- ◎通所支援、保育所等訪問支援の利用料金はその定めにより異なります。「受給者証」が必要です。

新潟市立児童発達支援センター (こころん)



〒950-0986

新潟市中央区神道寺南2丁目4-27

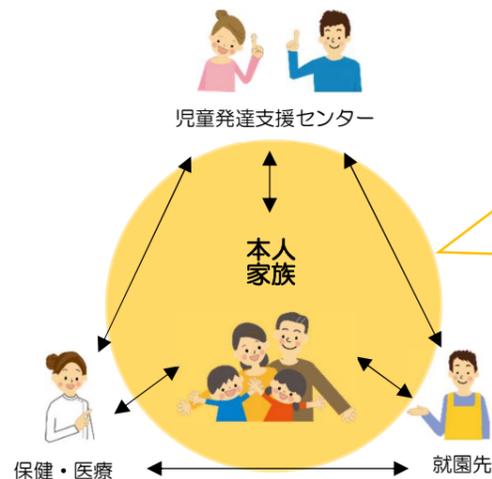
電話 025-247-6532 (発達相談・地域支援・計画相談)

025-247-6531 (通所支援・保育所等訪問支援)

025-245-8756 (事務室)

FAX 025-247-6541

E-MAIL jido.hs@city.niigata.lg.jp



関係機関と連携し切れ目のない支援をしていきます

お子さんとそのご家族が豊かな地域生活を送るために、各関係機関と連携し、安心して子育てできることを目指します。

案内図



交通のご案内

◎バスをご利用の方：新潟駅から

- ・15番線 **S6**：長潟線
- ・16番線 **S7**：スポーツ公園線
- E9**：山二ツ線

→バス停【紫竹山】または【弁天橋】で下車後 徒歩約10分

◎車をご利用の方（駐車場有）

桜木インター、弁天インターより5分